

[事案 2023-175] 新契約取消請求

・令和 6 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 5 月に証券会社を募集代理店として契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、設計書記載の保険会社の契約事務、契約管理手数料、代理店の手数料等の合計がいくらになるか等の詳細な説明をせず、契約者が受け取る年金総額から総払込保険料を差し引いた金額より、保険会社と代理店の受取手数料が何倍も多いという契約者にとってメリットのない年金に加入させた。
- (2) 自分の契約当時の年齢は 87 歳であり、年金を受け取る見込みがないにもかかわらず余計な保険料を支払わせている。
- (3) 80 歳代後半の高齢者がすべてを理解できる内容ではないにもかかわらず、募集人は自分の子に同席を求めず、子には設計書を送付し内容の確認を依頼するのみで詳しい説明をしなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、所定の募集資料を使用して、申立人に対し本契約の費用の説明をしており、説明を受けた申立人は納得したうえで加入することを決めている。
- (2) 募集人は、申立人死亡後の配偶者の一生の年金を確保したいという夫婦の意向にもとづき夫婦リレープランを提案しており、本契約はそもそも申立人のみの年金受取りを想定していない。
- (3) 募集人は、申立人から 75 歳未満の親族として長男の指定を受けたものの、長男の同席が不可とのことであったため、長男に対して設計書を送付のうえ、電話にて商品内容の説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。